



TM Rio 2016

ブラジル移転価格税制 2013年の変更点と影響 PRL法とセーフハーバールール



Building a better
working world

ブラジル移転価格税制 概要

- ▶ 適用の対象となる法人:
 - ▶ 実質利益(Lucro Real)に基づき課税所得を計算している法人
- ▶ OECDガイドラインを規範としていない
- ▶ 適用の対象となる取引
 - ▶ 国外関連者等との財、サービス又は権利(以下『製品等』という)に関する輸出入取引
 - ▶ 国外関連者等:次のいずれかにあてはまる者:
 - ▶ 国外関連者 * (「ブラジル移転価格税制について」参照) 又は
 - ▶ タックスヘイブン国又は地域に居住する個人 又は 法人 又は
 - ▶ 関連する輸出入取引に対し税制優遇税制を受けている国外の個人 又は 法人
- ▶ 独立企業間価格の算定方法の選択
 - ▶ 法定の算定方法から任意選択 (最適方法ルールは採用されていない)
- ▶ 1997年度より導入

ブラジル移転価格税制 OECD移転価格ガイドラインとの主な違い

- ▶ 事前確認制度(APA)が導入されていない
- ▶ 機能分析・リスク分析が不要である
- ▶ PRL法やCPL法において、利益率を固定している
- ▶ 『製品等』の種類毎に利益計算を行う
 - ▶ 製品毎に独立企業間価格の算定を選択可能
 - ▶ 製品群・グループ毎の計算が認められない
- ▶ ロイヤリティの支払は対象外である
- ▶ 国外関連者の定義範囲が広い
- ▶ 文書化はとても複雑であり、高コストになりがちである
- ▶ 移転価格税制の適用により、一定レベルの課税所得調整が必要となるケースが多い

ブラジル移転価格税制

移転価格調整額

- ▶ ブラジル移転価格税制では、製品等の種類毎に暦年ベースの平均値で次の2つの価格の比較を行う
 - ▶ (1) 国外関連者等との実際取引価格(関連者間取引価格)
 - ▶ (2) 独立企業間価格
 - ▶ 関連者間取引価格が独立企業間価格の上下5%まで(コモディティは3%)の場合には、移転価格調整は不要である
- ▶ 輸入取引
 - ▶ 関連者間取引価格が、独立企業間価格よりも大きい場合には、その差額が移転価格調整額となります。
- ▶ 輸出取引
 - ▶ 関連者間取引価格が、独立企業間価格よりも小さい場合には、その差額を移転価格調整額となります。

ブラジル移転価格税制 製品等の輸入取引

製品等の輸入取引に係る独立企業間価格の算定方法

- ▶ 輸入取引に係る独立企業間価格の算定方法は、次の3方法が認められている:
 - ▶ **独立価格比準法 (PIC ; Método dos Preços Independentes Comparados)**
 - ▶ 関連者又は非関連者が、国外関連者間取引に係る製品等と同種又は同類の製品等をブラジル国内又は国外で同じような支払条件下で実施した売買取引の価格の加重平均値をもって独立企業間価格とする方法
 - ▶ **再販売価格基準法 (PRL ; Método do Preço de Revenda menos Lucro)**
 - ▶ ブラジル国内での輸入製品等の販売取引価格から無条件値引額、販売に係る税金(及び社会負担金)、手数料、仲介料及び所定の利益率に基づく法定利益を控除した額の加重平均値をもって独立企業間価格とする方法
 - ▶ **原価基準法 (CPL ; Método do Custo de Produção mais Lucro)**
 - ▶ 同種又は同類の製品等の製造原価の平均値に、原産地国における輸出に係る税金と諸掛を加えた額に20%の利益を加えた額をもって独立企業間価格とする方法

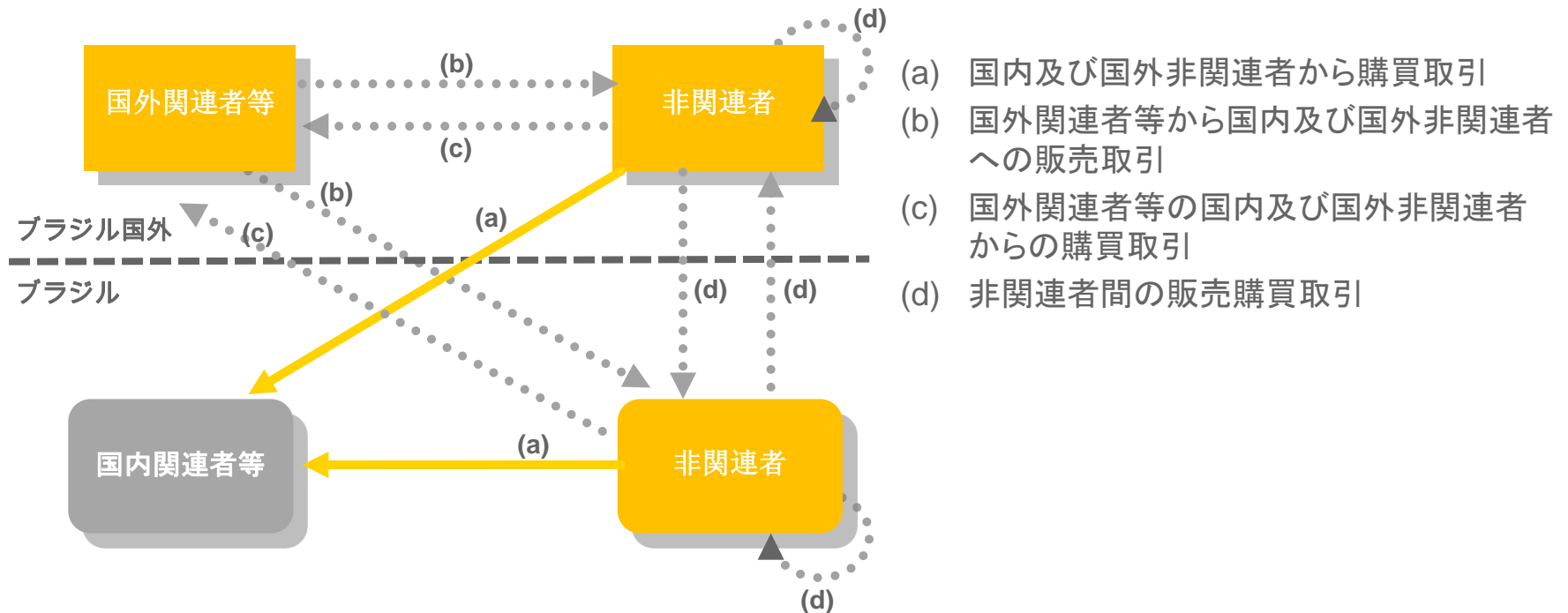
ブラジル移転価格税制

輸入取引 – PIC法: Preços Independentes Comparados

- ▶ PIC法を採用する場合、独立企業間価格の算定に利用する取引額は、少なくとも同一年度中の関連者間取引合計額の5%が必要になります。
 - ▶ 同一期間内に非支配下取引がない場合又は5%未満の場合には、前年度の非支配下取引を使うことが出来る
 - ▶ 前年度の非支配下取引を利用する場合、輸入額はIN 1.312/12に規定された算式により、その期間の為替変動を調整しなければならない
 - ▶ この5%ルールは、国外関連者等から輸入した製品等ごとに適用する
 - ▶ この5%ルールは、ブラジル納税者が非関連者等から購入した場合の価格を利用する場合にのみ適用される

ブラジル移転価格税制 輸入取引- PIC法

- ▶ Find below the transactions eligible for CUP comparables:



ブラジル移転価格税制 輸入取引ー PRL法

▶ PRL法を採用した場合の計算方法の主な変更

① PRL法による利益の算定

利益率
業態による区分
製造販売業 60%
販売業 20%



利益率区分
事業区分による分類
20%、30%、40%(次頁参照)
(業態による区分はなし)

② 比較される関連者間取引価格

CIF+関税



FOB

ブラジル移転価格税制

PRL法における輸入取引の法定利益率

- ▶ PRL法における産業別利益率:
 - ▶ 40%
 - ▶ 医薬品及び化学薬品
 - ▶ タバコ
 - ▶ 光学・写真・映像に関する設備・機器
 - ▶ 歯科・医療・病院用機械・装置・器具
 - ▶ 石油・天然ガス採掘業及び石油デリバティブ
 - ▶ 30%
 - ▶ 化学品
 - ▶ ガラス及びガラス製品
 - ▶ セルロース、紙及び紙製品
 - ▶ 冶金
 - ▶ 20%
 - ▶ 上記以外

ブラジル移転価格税制 輸入取引 – PRL法 設例 (輸入販売業)

設例

FOB	800	再販売価格	1,560
Freight etc.	160	正味再販売価格	1,250
s.total	960		
国内輸送費	40		
s.total	1,000		

新制度 法12715/12

旧制度 法9430/96

① 独立企業間価格の算定

1-a 原価に占める輸入品価格割合

$$800 \div 1000 = 80\%$$

1-b (調整)正味再販売価格

$$1250 \times 80\% = 1000$$

1-c PRL法による利益

$$1000 \times 20\%^{*1} = 200$$

$$1,560 \times 20\%^{*2} = 312$$

独立企業間価格

800

938

② 関連者間取引価格

800

960

③ 移転価格調整額 (① ≥ ②なら0)^{*3}

0

22

*1 産業別に設定

*2 全産業一定

ブラジル移転価格税制 輸入取引 – PRL法 設例 (輸入製造販売業)

FOB	800	再販売価格	2,300
Freight etc.	160	正味再販売価格	2,000
国内輸送費	40		
s.total	1,000		
国内製造費用	600		
合計	1,600		

	法12715/12	通達243/02	法9430/96
1. 独立企業間価格の算定			
1-a 原価に占める輸入原価割合	$800/1600=50\%$	$960/1600=60\%$	-
1-b (調整)正味再販売価格	$2000 \times 50\%=1000$	$2000 \times 60\%=1200$	2000
1-c PRL法による利益	$b \times 20\% = \overset{*1}{200}$	$b \times 60\% = \overset{*2}{720}$	$(b-\text{cost}) \times 60\% = \overset{*2}{840}$
独立企業間価格	800	480	1,160
2. 関連者間取引価格	800	960	960
3. 移転価格調整額(① \geq ②なら0)	0	480	0

*1 産業別に設定 *2 全産業一定

ブラジル移転価格税制

輸入取引 – CPL法(Método do Custo de Produção mais Lucro)

- ▶ 同種又は同類の製品等の製造原価の平均値に、原産地国における輸出に係る税金と諸掛を加えた額に20%の利益を加えた額をもって独立企業間価格とする方法
- ▶ CPL法により含まれるコストは次のとおりである
 - ▶ 原材料、原料や商品、サービスまたは権利の製造に使用される包装材料の取得原価。
 - ▶ 他の商品、サービスまたは権利のコストに適用したり、生産で消費。
 - ▶ 製造の人件費、直接の監督、維持のコストを含めて、生産に適用される、生産設備や被ったそれぞれの給与税のメンテナンスや保管、必要な、または原産国で特権法の定める。
 - ▶ 製品等の製造中に使用された賃貸料、維持費用や修理費用、および減価償却費・生産高比例法
 - ▶ 製品等の原産国の税法の定めるような製造中に発生する合理的な仕損費や減損費

ブラジル移転価格税制 製品等の輸出取引

輸出取引に係る独立企業間価格の算定方法

- ▶ 独立企業間価格の算定方法は、次の3つの法定方法が認められている:
 - ▶ 独立価格比準法 (PvEX):
 - ▶ 同じような支払条件の下、(i)ブラジル納税者 又は (ii)他のブラジル企業等により実施された同一又は類似の製品等の輸出価格の加重平均価格
 - ▶ 再販売価格基準法 :
 - ▶ 再販売価格(卸売価格)基準法 (PVA) :
 - ▶ 同じような支払条件の下、同一又は類似製品の輸出先国の卸売市場価格から当該国で課される税金と15%の利益相当額を控除した額の加重平均値
 - ▶ 再販売価格(小売価格)基準法 (PVV):
 - ▶ 同じような支払条件の下、同一又は類似製品の輸出先国の小売市場価格から当該国で課される税金と30%の利益相当額を控除した額の加重平均値
 - ▶ 原価基準法 (CAP):
 - ▶ 輸出された製品等の製造原価又は取得価格の平均値にブラジル国内で課される税金の合計額に15%の利益相当額を加えたもの

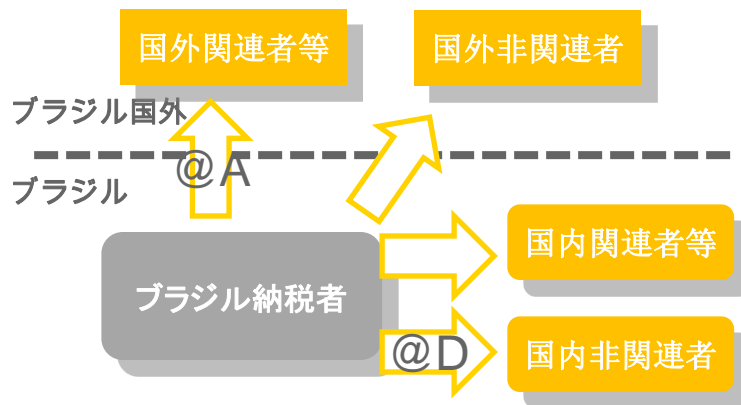
ブラジル移転価格税制 製品等の輸出取引:セーフハーバールール

製品等の輸出取引:セーフ・ハーバー・ルール

- ▶ “絶対的なセーフハーバー”条項:
 - ▶ 国外関連者等との取引価格が、同期間内と同様の支払条件の下でブラジル国内で取引された同一又は類似の製品等の平均価格の90%未満にならない場合
 - ▶ ブラジルの移転価格税制では、上記以外にも製品等の輸出取引について、セーフ・ハーバー・ルールを定めている(コモデティに関しては適用外):
 - ▶ 純輸出額が、純売上高合計の5%を超えない場合;
- 新制度** 欠のいずれにも該当する場合
- ▶ 国外関連者等への輸出取引が、直近3年間(当年度及び過去2年度)の利益が10%以上であること
 - ▶ 国外関連者等への純輸出額が純輸出総額の20%を超えていない

ブラジル移転価格税制 製品等の輸出取引:セーフハーバールール(取引単価(製品毎))

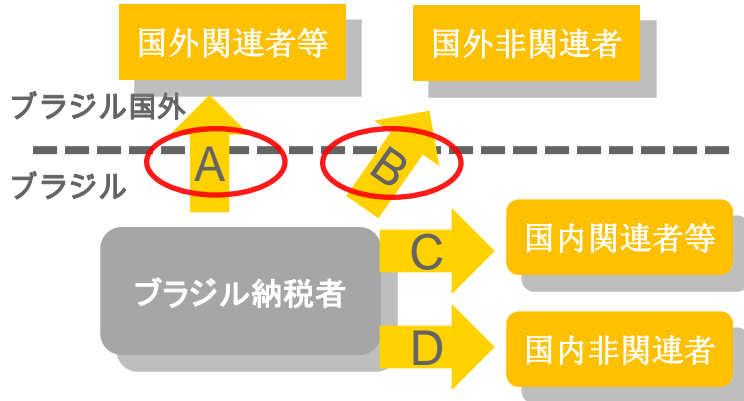
国外関連者等との取引価格が、同期間内と同様の支払条件の下でブラジル国内で取引された同一又は類似の製品等の平均価格の90%未満にならない場合



製品等ごと取引価格

A. 国外関連者等との取引価格	A > Dx90%
B. 国外非関連者等との取引価格	
C. 国内関連者等との取引価格	
D. 国内非関連者等との取引価格	

ブラジル移転価格税制 製品等の輸出取引:セーフハーバールール(取引額)



1. 純輸出額が、純売上高合計の5%を超えない場合

① 純輸出額 (=A+B)	$① < (①+②) \times 5\%$
② 純国内販売額 (=C+D)	

2. 次のいずれにも該当する場合

国外関連者等への輸出取引が、直近3年間(当年度及び過去2年度)の利益が10%以上であること
 国外関連者等への純輸出額が純輸出総額の20%を超えていない

A. 国外関連者等への純輸出額	$A \leq (A+B) \times 20\%$	且つ	国外関連者等への輸出の利益率(税前)	10%以上
B. 国外非関連者等への純輸出額				

ブラジル移転価格税制 製品等の輸出取引: 設例(制度変更による影響)

設例: ブラジル社での総支出額に7%を上乗せして日本本社へ請求
20x1年のブラジル社での総支出額 1,000、日本本社への請求額 1,070

(従来)

国外関連者等への輸出の利益率が7%($\geq 5\%$)のため、セーフハーバールールを適用

(新制度)

国外関連者等への輸出割合100%

利益率7%($\leq 10\%$)

セーフハーバールール適用外

ブラジル社での支出額	1,000
(内訳)	
原価相当額	900
管理費相当額	100

7%の利益
CAP法
15%の利益

日本本社へ請求

① 関連者間取引価格
1,070

移転価格調整不要

② 独立企業間取引価格
1,037

① > ②

±5%ルール

ブラジル移転価格税制 金融取引

基準利率 = パラメータ金利 + 財務大臣が市場平均に基づき通達するスプレッド

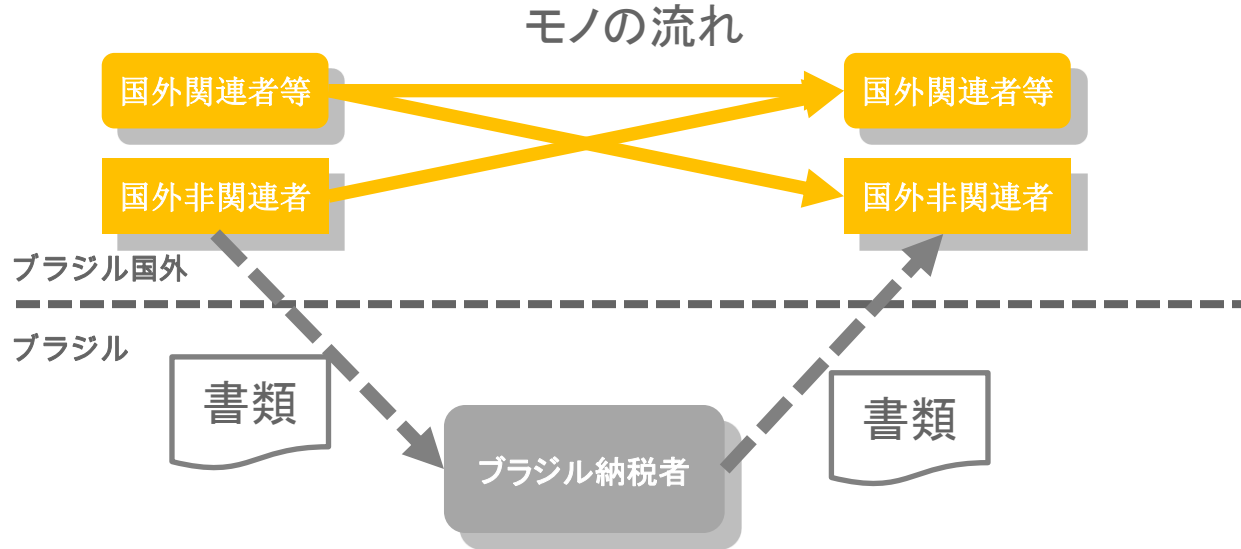
- ▶ パラメータ金利
 - ▶ 米ドル建固定金利 : 海外市場発行米ドル建ブラジル・ソブリンボンドの利率
 - ▶ 伯リアル建固定金利 : 海外市場で発行されたブラジルリアル建ブラジル・ソブリンボンドの利率
 - ▶ 伯リアル建変動金利(国外借入) : 財務大臣が定める利率
 - ▶ その他 : 6M LIBOR
- ▶ 財務大臣は、2013年8月2日に2013年7月30日から適用される当該スプレッドを通達した(MF N. 427/2013)
 - ▶ ブラジル企業が借手(支払利息)
 - ▶ 2013年1月1日以降、(法定)スプレッドは3.5%以下
 - ▶ ブラジル企業が貸手(受取利息)
 - ▶ 2013年1月1日から2013年8月1日:スプレッドは不要
 - ▶ 2013年8月2日以降:スプレッドは2.5%以下
- ▶ ブラジル中央銀行に登録された金融取引についても適用される

ブラジル移転価格税制 コモディティ商品の輸出入

- ▶ 関連者間取引会社間のコモディティ商品の輸出入に係る独立企業間価格は、PCI(輸入相場に基づき算定)とPECEX(輸出相場に基づき算定)により算定する(法律12715/12)
 - ▶ PCI(Preço sob Cotação na Importação)
 - ▶ PECEX(Preço sob Cotação na Exportação)
- ▶ 国税庁(Receita Federal do Brasil do Ministério da Fazenda)は、①コモディティ商品の範囲、相場を調査するために利用できる②商品取引所及び③研究機関を決定する
 - ▶ 国税庁は、2012年12月28日にコモディティの範囲(付表1)、適用される商品取引所(付表II)及び利用可能な研究機関(付表III)を通達した(通達(IN : Instrução Normativa)1.312/12)

ブラジル移転価格税制 Back to Back 取引

- ▶ 国外関連者等との製品等の売買取引で、ブラジル国内を經由しない取引についても移転価格税制の対象になることが明示された



【EY Brazil】

Demetrio G. Barbosa
Director - Tax Services
55 11 2573 3486
Demetrio.g.barbosa@br.ey.com

Claudio Yano
Diretor - Tax Services
55 11 2573 3310
claudio.yano@br.ey.com

Aya Nishiguchi
Exe. Sr. Manager - Tax Services
55 11 2573 3374
aya.nishiguchi@br.ey.com

Marcos Okada
Partner - Assurance
55 11 2573 3379
marcos.y.okada@br.ey.com

Hiroataka Hayashi
Manager - Assurance
55 11 2573 3055
hirotaka.hayashi@br.ey.com

EY
Building a better
working world

【EY Japan】

Kiomi Horikoshi
Partner - Assurance
81 3 3503 1100
horikoshi-km@shinnihon.or.jp

